



2021年4月9日

各 位

会 社 名 日 本 工 営 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 有 元 龍 一
(コード：1954 東証第一部)
問 合 せ 先 コーポレートコミュニケーション室長 中嶋 規行
(TEL 03-5276-2454)

日本シビックコンサルタントに対する控訴の提起に関するお知らせ

2021年3月26日付「日本シビックコンサルタントに対する訴訟の判決に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、当社の連結子会社である日本シビックコンサルタント株式会社（以下「当社子会社」）と大阪府との間の訴訟の第一審判決が言い渡されましたが、大阪府より控訴が提起されたことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

1. 当社子会社の名称、住所及び代表者の氏名

- (1) 名 称：日本シビックコンサルタント株式会社
- (2) 住 所：東京都荒川区西日暮里二丁目26番2号
- (3) 代表者：代表取締役社長 小林 亨

2. 控訴の提起がなされた年月日および裁判所

- (1) 年月日：2021年4月5日
- (2) 裁判所名：大阪高等裁判所

3. 控訴人の名称、住所及び代表者の氏名

- (1) 名 称：大阪府
- (2) 住 所：大阪府中央区大手前二丁目1番22号
- (3) 代表者：大阪府知事 吉村 洋文

4. 控訴に至るまでの経緯

- ・2021年3月26日付「日本シビックコンサルタントに対する訴訟の判決に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、同日、大阪地方裁判所は、大阪府の請求のうち、金220,743,719円及びうち金194,295,318円に対する遅延損害金の支払を命じる判決を言い渡しました。
- ・大阪府はこれを不服として控訴を提起したものです。

5. 控訴の趣旨

原判決を次のとおり変更することを求めるものです。

被控訴人（当社子会社）は、控訴人（大阪府）に対し、金6,189,741,835円及びうち金6,189,677,396円に対する平成20年3月29日から支払済に至るまで年5分の割合による金員を支払え。

6. 今後の見通し

- ・今後、当社子会社の正当性を主張するため、当社子会社からも附帯控訴を提起することになる見通しです。
- ・当社の連結業績予想に与える影響は現時点では明らかではありませんが、今後開示すべき事項が発生した場合には、速やかに開示いたします。

以 上